



Q 会社の上司に執拗に体を触られ、仕事に手につきな
くなりしました。さらに別の上司には「ばか!



のろま! お前は給料泥棒か!」と毎日怒鳴られています。こうしたセクハラ、パワハラにはどのように対応すべきでしょうか。

A 男女雇用機会均等法により、

事業主は▽職場でのセクハラ禁止の方針の明確化▽相談窓口の設置▽相談への迅速な対応

職場でハラスメントを受けたら

▽相談者のプライバシー保護—などの雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられています。

また、職場のパワハラは「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を超えて、身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為」とされています。上司・部下間だけでなく、先輩・後輩・同僚間など、さまざまな優位性が背景の場合も含まれます。

パワハラ自体を取り締まる法律はありませんが、民法上、会社がしてくだい。

また、労働局から会社に対し助言を行い解決を促すなどの対応を取ることもできますので利用

また、労働局雇用環境・均等室

鳥取労働局雇用環境・均等室

電話 0857-29-1709または29-1701